

第 6 期中央教育審議会における主な答申、報告等について

(1) 答申

①「スポーツ基本計画の策定について」答申

(平成 24 年 3 月 21 日)

概要：スポーツ基本法に基づき定めるスポーツ基本計画に関し、①子どものスポーツ機会の充実、②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、③国際競技力の向上等の 7 項目について、今後 5 年間で取り組むべき諸方を提言。
(平成 24 年 3 月 30 日、「スポーツ基本計画」を文部科学大臣決定。)

②「学校安全の推進に関する計画について」答申

(平成 24 年 3 月 21 日)

概要：学校保健安全法に基づき定める学校安全の推進に関する計画に関し、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、安全に関する教育の充実方策や地域社会・家庭との連携強化など、今後、おおむね 5 年間にわたる施策の基本的方向と具体的施策について提言。
(平成 24 年 4 月 27 日、「学校安全の推進に関する計画」を閣議決定。)

③「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」答申

(平成 24 年 8 月 28 日)

概要：教職生活の全体を通じた養成・採用・研修の一体的な改革を行い、学び続ける教員を支援する仕組みの構築（「学び続ける教員像」の確立）を図るため、将来の改革の方向性として修士レベルの「一般免許状（仮称）」の創設などを示すとともに、当面の改善方策について提言。

④「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」答申

(平成 24 年 8 月 28 日)

概要：大学が真に「生涯学び続け、主体的に考える力」を育む高等教育の場となるために、教員中心の授業科目の編成から、組織的・体系的な学位プログラムへの転換などの取組を求めるとともに、大学支援組織や地域社会・企業等にも協力・支援を要請。学生、教職員などの意識改革を進めるため、全国各地で「大学教育改革地域フォーラム」を実施。また、基盤的経費・補助金等の配分を通じ、改革への取組を支援。

⑤「今後の青少年の体験活動の推進について」答申

(平成 25 年 1 月 21 日)

概要：様々な体験の機会が減少するなど、子どもたちをめぐる環境が変化し、人づくりの“原点”である体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている中、青少年の体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方策について提言。

(2) 報告等

○ 教育振興基本計画部会

「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」 （平成24年8月24日）

概要：第2期教育振興基本計画の策定に向けた審議を踏まえ、中間的な取りまとめをしたもの。第1部（総論）において今後の社会の方向性として「自立・協働・創造」の3つのキーワードを設定し、その実現に向けた教育行政の方向性として4つの基本的方向性を掲げている。第2部（各論）では4つの基本的方向性ごとに、成果目標・指標、具体的な施策を体系的に整理。

○ 生涯学習分科会

「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」 （平成25年1月）

概要：今後の社会教育行政等の推進の在り方、今後の生涯学習・社会教育の振興の具体的方策（第2期教育振興基本計画に盛り込むべき事項等）について議論を行い、取りまとめ。

○ 初等中等教育分科会

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」 （平成24年7月23日）

概要：障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた今後の特別支援教育の在り方について審議を行い、就学相談・就学先決定の在り方、合理的配慮と基礎的環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、教職員の専門性の向上等について取りまとめ。

「中高一貫教育制度に関する主な意見等の整理」 （平成23年7月25日）

概要：中高一貫教育の検証・改善方策等について審議を行い、中高一貫教育校が今後とも特色ある教育を展開することを促すための教育課程の特例の更なる拡充等について取りまとめ。

「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」 （平成24年7月13日）

概要：小中連携、一貫教育の教育課程、推進体制、教員免許等について審議を行い、小中一貫教育に関する教育課程の基準の特例の創設や、教員免許に関する柔軟な対応の検討、校舎等を一体的に整備する際の国庫補助率の引上げ等の検討について提案。

○ 大学分科会

「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について」(提言) (平成24年7月19日)

概要：法科大学院が置かれている現状を分析し、課題を確認した上で、法科大学院教育の更なる見直しとして、①法科大学院教育の成果の積極的な発信、②課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速、③法学未修者教育の充実、④法科大学院教育の質の改善等の促進、について具体的な改善方策を提言。

「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」 (審議まとめ) (平成24年3月26日)

概要：学生の主体的な学びの確立のための学修時間の実質的な増加・確保を始点とし、教育課程の体系化、組織的な教育の実施といった、学士課程教育の質的転換への好循環の形成のため、各大学の積極的な取組と、それに対する関係機関の政策的な支援・奨励を要請。

【大学設置基準等の改正の答申】

「博士論文研究基礎力審査の導入」等に係る大学院設置基準等改正 (平成24年2月3日)

概要：一貫したプログラムを持つ体系的な博士課程教育の構築によりその質を高める観点から、プログラムの前期の課程を修了し修士の学位を授与する要件として、大学の判断により、修士論文等の代わりに「博士論文研究基礎力審査」の導入を可能とした。併せて、公正な入学者選抜に係る規定を整備した。

「専門職学位課程に置く専任教員」に係る専門職大学院設置基準等改正 (平成24年10月30日)

概要：専門職大学院に必ず置くこととされる専任教員については、学部等の教員を算入することが経過措置により認められていた(平成25年度まで)が、その終了後の取扱いについては、教育の質の向上、進学希望の学生への対応、国際競争力への影響等をかんがみ、博士課程(前期を除く)の教員については専門職大学院の専任教員を兼ねることができることとした。

「柔軟なアカデミック・カレンダーの設定」に係る大学設置基準等改正 (平成25年1月18日)

概要：授業期間について、「10週又は15週」の原則を維持しつつ、従来主流であった週1回の授業を15週行う形態の多様化を推進し、一方向の知識伝達型の授業から、教員学生が双方向に意思疎通できるような学生の主体的な学びを重視する授業への転換を図るため、より弾力的な授業期間の設定を可能とした。

※上記の他、「構造改革特区における空地・運動場」の大学設置基準等改正、「医学部の入学定員増加」に関する大学設置基準等改正、「博士論文のインターネットによる公表」に係る学位規則改訂について、答申した。